

# 横浜市原子爆弾被爆者に対するはり・きゅう・マッサージ療養費助成要綱

制定 昭和 57 年 8 月 18 日（局長決裁）

最近改正 令和 6 年 3 月 27 日 健健推第 3727 号（局長決裁）

## （目 的）

第 1 条 この要綱は、原子爆弾被爆者（以下「被爆者」という。）の健康上の不安感を和らげるため被爆者に対し、はり・きゅう・マッサージ療養費（以下「療養費」という。）の一部を助成することについて必要な事項を定める。

## （資 格）

第 2 条 この要綱により、療養費の助成を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年 12 月 16 日法律第 117 号。以下「原爆被爆者援護法」という。）第 1 条に規定する被爆者であつて、横浜市内に住所を有する者とする。

## （助成申請）

第 3 条 受給資格者が申請する時は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- （1）被爆者はり・きゅう・マッサージ療養費助成申請書（第 1 号様式）
- （2）原爆被害者援護法第 2 条第 2 項に規定する被爆者健康手帳の 1 ページ目の写し
- （3）住民票の写し

## （助成決定）

第 4 条 市長は、前条の規定による申請があつた場合において、療養費を助成することを決定したときは被爆者はり・きゅう・マッサージ療養費助成決定通知書（第 2 号様式）を、助成しないことを決定したときは被爆者はり・きゅう・マッサージ療養費助成不承認決定通知書（第 3 号様式）をもって、原則として申請のあつた日から 1 か月以内に申請者に通知するものとする。

## （助成開始時期）

第 5 条 助成の対象となる期間は、前条の規定により助成が決定された日以降とする。

## （助成額）

第 6 条 療養費の助成額は、その月にはり・きゅう・マッサージの療養に要した費用のうち、1 人月額 3, 0 0 0 円を限度として助成する。

ただし、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、その他の社会保険各法の被保険者等又は被扶養者であつて、当該保険者等から給付を受けることができる場合を除くものとする。

## （請 求）

第 7 条 第 4 条の規定に定める助成の決定を受けた者（以下「受給決定者」という。）が、療

療養費の助成を請求しようとする場合には、被爆者はり・きゅう・マッサージ療養費助成請求書（第4号様式）に領収書を添えて、7月、10月、1月及び4月の各20日までに前3か月分を市長に対し、請求しなければならない。

ただし、正当な理由がある場合は、前四半期まで請求することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特にやむを得ない事情があると認めた場合には、請求期間を延長することができる。

### **（支給決定）**

第8条 市長は、前条の規定による請求があった場合において、療養費を支給することに決定したときは被爆者はり・きゅう・マッサージ療養費支給決定通知書（第5号様式）を、支給しないことに決定したときは被爆者はり・きゅう・マッサージ療養費支給不承認決定通知書（第6号様式）をもって受給資格者に通知するものとする。

### **（調査）**

第9条 市長は、必要があると認めるときは、この要綱による助成決定又は支給決定に必要な事項について申請者又は受給決定者に報告を求め、又は調査を行うことができる。

### **（返還）**

第10条 市長は、いつわりその他不正な方法により療養費の助成を受けた者があるときは、当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させるものとする。

### **（届出）**

第11条 受給決定者が、第2条に規定する助成資格を喪失したとき、又は氏名若しくは住所を変更したときは、速やかに被爆者はり・きゅう・マッサージ療養費助成資格喪失・氏名・住所変更届（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

### **（事務処理）**

第12条 市長は、療養費の助成に関する決定を行ったときは、被爆者はり・きゅう・マッサージ療養費助成申請書及び被爆者はり・きゅう・マッサージ療養費助成請求書等に所要の事項を記載し、その状況を明らかにしておかなければならない。

### **（書類の提出）**

第13条 申請者又は受給決定者が、この要綱の各規定に基づき、市長に提出する申請書及び届出等は、申請者又は受給決定者の住所地の区福祉保健センター又は健康福祉局健康推進課に提出するものとする。

### **（支払）**

第14条 療養費の助成は、横浜市会計規則（令和6年3月横浜市規則第26号）の定めるところにより行うものとする。

**(雑 則)**

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、療養費の助成に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、昭和 57 年 10 月 1 日から施行し、昭和 57 年 6 月 1 日以後の療養費について適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 14 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 なお、移行措置として、改正以前の様式については平成 27 年 3 月末日の申請まで使用できるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、改正以前の様式については当分の間、適宜修正のうえ使用することができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。